

事前評価票【No.5】

施策等名	海岸環境整備事業の拡充	担当課 (担当課長 名)	河川局海岸室 (海岸室長 岸田弘之) 港湾局海岸・防災課 (海岸・防災課長 栗田悟)
施策等の概要	<p>広域的な一連の海岸を対象として、近隣市町村や多様な関係者が協働して行う「海岸利用活性化計画(仮称)」づくりを支援するとともに、この計画に基づき海岸保全施設や海岸利用者向けの利便施設の整備を補助する。(予算関係)</p> <p>【予算要求額：1,339百万円】</p>		
施策等の目的	<p>個別の海岸ごとの海水浴など限られた利用に対応した施設の整備にとどまらず、一連の海岸を広域的に捉え、多様なニーズを踏まえた計画の策定、施設の整備、維持管理を行うことにより、海岸利用を活性化し、海岸の観光資源としての魅力を向上させ、地域づくりに寄与することを目的とする。</p>		
政策目標	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
施策目標	4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する		
業績指標	1 8 人々が海辺に親しむことのできる海岸の延長		
業績指標の目標値(目標年次)	検討中		
施策等の必要性	<p>平成11年の海岸法改正で、法目的に「環境」及び「利用」が追加され、また、平成19年7月施行の海洋基本法に「海洋に関するレクリエーションの普及」、「海岸の適正な利用の確保」が掲げられているが、現状では、個別の海岸ごとに海水浴など限られた利用に対応した施設の整備が行われている場合が多い。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>観光資源としての魅力を向上させ、地域づくりに寄与するためには、一連の海岸を広域的に捉え、多様なニーズを踏まえた計画の策定、施設の整備、維持管理を行っていくことが重要である。(=原因分析)</p> <p>個別の海岸ごとの海水浴など限られた利用に対応した施設の整備を行うのではなく、一連の海岸を広域的に捉え、多様なニーズを踏まえた計画の策定、施設の整備、維持管理を行うことが必要。(=課題の特定)</p> <p>広域的な一連の海岸を対象として、近隣市町村や多様な関係者が協働して行う「海岸利用活性化計画(仮称)」づくりと、この計画に基づいた海岸保全施設や海岸利用者向けの利便施設の整備を支援する。(=施策の具体的内容)</p>		
社会的ニーズ	海岸での多様な利用に対応した施設の整備が望まれている		
行政の関与	国土の保全とあわせて海岸環境を整備することは行政の役割であり、主体的に対策を講じる必要がある。		
国の関与	海岸保全施設の整備など国土の保全については国の重要な責務であるとともに、国が定めた海岸保全基本方針の中で防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸の保全を進めるとしている。		

<p>施策等の効率性</p>	<p>個別の海岸ごとに海水浴など限られた利用に対応した施設の整備を行うのではなく、一連の海岸を広域的に捉え、多様なニーズを踏まえた計画の策定、施設の整備、維持管理を行う仕組みを構築することで、国土の保全と併せ、海岸利用の活性化による魅力ある地域づくりを効率的に行うことが可能となる。</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>現状では、個別の海岸ごとに海水浴など限られた利用に対応した施設の整備が行われている場合が多かったが、海岸保全と併せて観光資源としての魅力を向上させ、地域づくりに寄与することが可能となる。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>施策の開始後平成24年度（5年後）を目途に、事後検証を実施する。</p>

事前評価票【No.32】

施策等名	海岸堤防等老朽化対策緊急事業の創設	担当課 (担当課長名)	河川局海岸室 (海岸室長 岸田弘之) 港湾局海岸・防災課 (海岸・防災課長 栗田悟)
施策等の概要	老朽化により海岸保全施設の機能が著しく低下し、甚大な被害が発生するおそれがある海岸において、海岸堤防・護岸等に係る老朽化調査、老朽化対策計画の策定、計画に基づく対策工事を一体的に実施する海岸堤防等老朽化対策緊急事業を創設する。(予算関係) 【予算要求額：170百万円】		
施策等の目的	海岸堤防等の老朽化対策を緊急的かつ計画的に推進することを目的とする。		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	1 3 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する		
業績指標	7 8 津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積		
業績指標の目標値(目標年次)	検討中		
施策等の必要性	<p>地球温暖化による海面上昇の影響で、高潮被害の増加や海岸侵食の進行が懸念され、老朽化した施設を放置しておけば破堤などの壊滅的な被害の発生が懸念される。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>築造後50年近く達した施設が多く、部材経年変化や波力等の影響による損傷や機能低下が進行している。(=原因分析)</p> <p>海岸保全施設の老朽化対策を緊急的かつ計画的に推進する必要。(=課題の特定)</p> <p>老朽化により海岸保全施設の機能が著しく低下し、甚大な被害が発生するおそれがある海岸において、海岸堤防・護岸等に係る老朽化調査、「老朽化対策計画」の策定、計画に基づく対策工事を一体的に実施する海岸堤防等老朽化対策緊急事業を創設する。(=施策の具体的内容)</p>		
社会的ニーズ	地球温暖化による海面上昇の影響で、高潮被害の増加や海岸侵食の進行が懸念される。 海岸保全施設の中には、整備後50年近くに達する施設も多く、今後、改修等を必要とする施設の増加が予想される。 これらの施設を放置しておけば破堤などの壊滅的な被害の発生が懸念されることから施設の機能強化が必要。		
行政の関与	海岸堤防・護岸等を管理する責務を負う行政が、緊急的な老朽化対策を実施する必要がある。		
国の関与	老朽化等により海岸保全施設の機能が著しく低下し、甚大な被害が発生するおそれがある海岸において、国として海岸保全施設の老朽化対策等を重点的に推進する必要がある。		

施策等の効率性	海岸堤防・護岸等に係る老朽化調査、老朽化対策計画の策定、老朽化対策工事の実施を一体的に推進することにより、効率的な事業進捗を図ることができる。
施策等の有効性	計画的な老朽化対策を行うことにより海岸保全施設の機能を強化し、甚大な被害の発生を予防することができる。
その他特記すべき事項	施策の開始後平成24年度(5年後)を目途に、事後検証を実施する。

事前評価票【No.33】

施策等名	災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の拡充	担当課 (担当課長名)	河川局海岸室 (海岸室長 岸田弘之) 港湾局海岸・防災課 (海岸・防災課長 栗田悟)
施策等の概要	<p>広範囲にわたり堆積した海岸漂着ゴミや流木等処理するため、「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」の対象範囲を拡大し、「一連の海岸」から広域にわたる「複数の海岸」とすることで、広域的に一体的処理を行うことができるよう制度を拡充する。(予算関係)</p> <p>【予算要求額:(災害)】</p>		
施策等の目的	<p>海岸保全施設の機能阻害の原因となる大規模な海岸漂着ゴミを緊急的に処理するため、平成19年度に「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」の対象を「流木等」に限らず「漂着ゴミ」に、また、補助対象となる処理量を漂着量の「70%」から「100%」に拡充したところである。平成20年度要求では、広範囲に漂着したゴミや流木等を一体的に処理できるよう制度の拡充を行い、処理対策の一層の促進を図る。</p>		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	13 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する。		
業績指標	検討中		
業績指標の目標値(目標年次)	検討中		
施策等の必要性	<p>海岸漂着ゴミや流木等への対策として、平成19年度に「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」を拡充したところであるが、広範囲にわたり堆積した海岸漂着ゴミや流木等による被害に対しては支援が難しいのが現状。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>海岸漂着ゴミや流木等の対策の更なる充実を図るため、広範囲にわたり堆積した海岸漂着ゴミや流木等についてもこの制度が適応されるようにすることが重要。(=原因分析)</p> <p>「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」の採択要件のうち、補助対象となる流木等の漂着範囲を拡大することが必要。(=課題の特定)</p> <p>「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」の対象範囲を拡大し、「一連の海岸」から広域にわたる「複数の海岸」とすることで、広域的に一体的処理を行うことができるよう制度を拡充する。(=施策の具体的内容)</p>		
社会的二一ズ	広範囲にわたり堆積した海岸漂着ゴミや流木等が海岸保全施設の機能阻害等を引き起こすことについての対応が望まれている。		
行政の関与	海岸管理は行政の役割であり、行政が主体的に対策を講じる必要がある。		
国の関与	予見できない大規模な海岸漂着ゴミや流木等を処理対象として拡充するものであり、かつ支出規模も大きいいため国の支援が不可欠である。		

<p>施策等の効率性</p>	<p>同一の台風による海岸漂着ゴミや流木等による海岸保全施設の機能阻害といった緊急的な対応が求められる被害に対して、「複数の海岸」を対象とし、その処理を一斉に行うことが可能となり、より迅速かつ効率的に事務が進められる。</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>広範囲に堆積した海岸漂着ゴミや流木等への迅速な対応が可能となり、海岸漂着ゴミや流木等の対策の充実が図られる。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>施策の開始後平成24年度（5年後）を目途に、事後検証を実施する。</p>

事前評価票【No.38】

<p>施策等名</p>	<p>スーパー中枢港湾プロジェクトの充実・深化</p>	<p>担当課 (担当課長名)</p>	<p>港湾局計画課 (計画課長 富田英治) 港湾局振興課 (振興課長 梅山和成) 港湾局総務課危機管理室 (危機管理室長 北山 斉)</p>
<p>施策等の概要</p>	<p>スーパー中枢港湾の更なるサービスの向上等を推進するため、高度で大規模な物流拠点（ロジスティクスセンター）を整備する民間事業者に対する出融資等による支援等を拡充するとともに、利便性・保安性の向上を図るための港湾施設の出入管理システムの構築等に対する補助制度を創設する。（法令関係、予算関係） 【予算要求額 64,000 百万円】</p>		
<p>施策等の目的</p>	<p>コンテナ取扱貨物量の増大によるコンテナターミナルの混雑の発生、臨海部での用地不足に起因する物流拠点の内陸部への立地とこれによる非効率な輸送の発生等に対応するため、コンテナターミナルに隣接する地域に、コンテナターミナルの機能を補完・強化する臨海部物流拠点（ロジスティクスセンター）を形成し、コンテナターミナルの機能及び効率性向上を図る。 港湾コストの低減、サービス水準の向上（コンテナターミナルにおける効率性、利便性、保安性の向上等）を通じて、我が国の国際競争力を強化し、国民生活の質の向上に資する。</p>		
<p>政策目標</p>	<p>6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化</p>		
<p>施策目標</p>	<p>20 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する</p>		
<p>業績指標</p>	<p>111 国際海上コンテナ貨物等輸送コスト低減率</p>		
<p>業績指標の目標値（目標年次）</p>	<p>平成 14 年度比 5% 減（平成 19 年度）</p>		
<p>施策等の必要性</p>	<p>我が国産業の国際競争力や国民生活水準の維持、向上には効率的な物流が不可欠であり、資源小国で海外依存度が高い島国である我が国においては、安く、速く、安全で信頼性の高い海上物流サービスを確保する必要がある。さらに、改正 SOLAS 条約の発効に伴い、港湾施設の出入管理において、物流の効率性（迅速性・利便性）と保安の確保の両立を図ることが必要となっている。しかし、海上物流の基盤である港湾について、近年、我が国の相対的地位が低下し、基幹航路寄港便数が減少して、アジアの港湾で積み替えて目的地へ輸送されるトランシップ貨物が増大している。スーパー中枢港湾においては、国際競争力の強化を図るためコスト及びリードタイムの低減が求められている中、コンテナターミナルの混雑や出入管理における異なる許可証の発行などコスト及びリードタイムにおいて十分な効率化が図れていない状況にある。（＝目標と現状のギャップ）</p> <p>港湾の国際競争力強化については、船舶の大型化に対応した大水深コンテナターミナルの整備や港湾諸手続のワンストップサービス化といった施策を実施してきたところであるが、我が国港湾は、アジア諸国の国家戦略としての港湾整備や、グローバル戦略の下で世界的な港湾ネットワーク展開を進めている海外メガオペレーターの台頭等によるアジア主要港の成長により、コスト・サービス水準で遅れを取ってい</p>		

	<p>る。近年のコンテナ貨物取扱量の増大により、コンテナターミナルにおいては混雑が発生しており、それにより効率的な運用が困難な状態である。また、出入管理については、各施設において個々の紙の許可書が発行されており、統一的な運用がなされていない。(= 原因分析)</p> <p>アジアの主要港を凌ぐコスト・サービス水準を実現するためには、スケールメリットが発揮されるように、単一の民間事業者により一体的に運営する大規模・高規格なコンテナターミナルの形成を推進する必要がある。コンテナターミナルに隣接する地域に、コンテナターミナルの機能を補完・強化する地域（臨海部物流拠点）を形成し施策を講じていく必要がある。さらには、物流の効率性と保安の確保を両立する出入管理の仕組みを構築する必要がある。(= 課題の特定)</p> <p>そのため、大規模コンテナターミナルの整備等の既存施策の充実を図る。物流施設を整備する民間事業者に対する支援の拡充、道路等インフラの整備、臨海部の土地の有効活用を図るための諸規制の緩和等を促進するための施策や、出入管理システムの構築、導入等ゲートの機能向上、搬出入の円滑化等により、スーパー中枢港湾プロジェクトの充実・深化を図る。(= 施策の具体的内容)</p>
社会的ニーズ	<p>次世代高規格コンテナターミナルや産業競争力強化ゾーンの形成等による港湾コストの低減・サービス水準の向上は、港湾利用者である船社等のほか、物流コスト全体の低廉化により、不特定多数の荷主の利益や我が国産業競争力の強化につながる。</p> <p>増加するコンテナ貨物に対応するためのコンテナターミナルの機能強化について、港湾管理者等からの要請が大きい。</p> <p>物流の効率性と保安の確保を両立するための出入管理システムの構築、導入が必要とされている。</p> <p>さらには、周辺道路の混雑緩和、環境負荷の軽減にもつながり、本施策は社会的ニーズに適うものである。</p>
行政の関与	<p>ターミナルの統合、大規模化、高規格化等、従来の枠組みにとられない関係者一丸となったプロジェクトであり、負担とリスクの大きい先導的な取り組みを行うことや、制度等の改革及び環境整備等の支援の両面が必要であることから行政の関与が必要である。公共のコンテナターミナルの機能を強化する施策であり、また規制の緩和等を行うため、行政の関与が必要である。</p>
国の関与	<p>スーパー中枢港湾のコンテナターミナルの機能強化により、我が国の国際競争力の強化を図るための施策であり、国の関与が必要である。効率性・利便性・保安性を兼ね備えた出入管理システムを構築、導入するためには、個々の港湾の枠を越えた全国的な視点からの制度設計や調整を要するため、国の関与が必要である。</p>
施策等の効率性	<p>コンテナターミナルの整備のみならず、コンテナターミナルに隣接する地域の有効活用を一体的に図ることにより、コンテナターミナルの機能を向上させ、輸送コストの低減を図る。</p> <p>現行の紙の許可証による出入管理では、本人確認に時間を要し、ターミナル別に異なる許可証が必要であり、かつなりすましのおそれがある。出入管理システムを構築することで、本人確認の迅速化、共通カードによる利便性向上、なりすましの防止を図り、コンテナターミナル運営の効率性や利便性、保安性の向上を達成できる。</p>
施策等の有効性	<p>大規模コンテナターミナルの整備等により、円滑な物流サービスやスケールメリットによる港湾コストの低減が図られ、スーパー中枢港湾の国際物流拠点機能が向上する。</p>

	<p>臨海部物流拠点（ロジスティクスセンター）の形成により、コンテナターミナルの機能が向上し、より物流の効率性が高まるため、輸送コストの低減が図られ、我が国の国際競争力が強化される。</p> <p>出入管理システムの構築、導入、整備等ゲートの機能向上により、効率性・利便性・保安性が高まり、我が国港湾の国際競争力の強化を図ることができる。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>平成 14 年 11 月 29 日交通政策審議会答申「経済社会の変化に対応し、国際競争力の強化、産業の再生、循環型社会の構築などを通じてより良い暮らしを実現する港湾政策のあり方」において、スーパー中枢港湾の育成が位置づけられている。</p> <p>平成 18 年度政策チェックアップ 政策目標 18) 国際的な水準の交通サービスや国際競争力等の確保・強化 業績指標 78) 国際海上コンテナ輸送等輸送コスト低減率 「今後の取組の方向性 今後とも、国際海上コンテナ貨物等の輸送コストを削減し、我が国の港湾の国際競争力の強化のため、スーパー中枢港湾プロジェクトを推進する」</p> <p>平成 14 年度政策レビュー 「政策への反映の方向 先導的・実験的な取り組みとして「スーパー中枢港湾の育成」を図る。」</p> <p>平成 19 年 7 月に交通政策審議会港湾分科会で取りまとめられた「我が国産業の国際競争力強化等を図るための今後の港湾政策のあり方について」の中間とりまとめにおいて、コンテナターミナルの機能を補完・強化する「臨海部物流拠点（仮称）」を設定し、施策を推進することとされている。</p> <p>今年度の国土交通省重点政策において、「アジア・ゲートウェイ構想の実現に向けた人流・物流システムの構築」の中に位置づけられている。</p> <p>平成 23 年度の政策レビューの中で事後検証を実施。</p>

事前評価票【No.39】

施策等名	次世代シングルウィンドウの構築	担当課 (担当課長名)	港湾局港湾経済課港湾 情報化推進室 (室長 浦辺 信一)
施策等の概要	<p>アジア・ゲートウェイ構想「貿易手続改革プログラム」や「規制改革推進のための3ヶ年計画」に位置づけられた、次世代シングルウィンドウへの輸出入・港湾手続の一元化のため、港湾EDIの改修を行うと共に、港湾管理者システムの改修にかかる費用に対し補助制度を拡充する。(予算関係)</p> <p>【予算要求額：1,100百万円】</p>		
施策等の目的	<p>アジアトップクラスに匹敵するIT化・ペーパーレス化の徹底、複数寄港しても最初の入力で済む高い利便性を目指し、港湾関連手続の統一化・簡素化を進めるとともに、統一申請項目窓口を次世代シングルウィンドウに一元化する。</p>		
政策目標	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
施策目標	20 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する		
業績指標	検討中		
業績指標の目標値(目標年次)	検討中		
施策等の必要性	<p>港湾管理者手続の申請書式(一部を除く)は、港湾毎に異なるため、申請者は、利用港湾に応じて異なる様式で提出せざるを得ない状況にある。また、電子申請窓口が無い港湾が存在するとともに、港湾管理者システムにより窓口を設置していても、港湾毎に窓口が異なることから、データの共有化が図られていないため、入力した情報を他港利用時に反復利用することができず、非効率な状態にある。(=目標と現実のギャップ)</p> <p>各港湾管理者が条例等に基づき各自で様式を定めていること、各港湾管理者毎に電子申請窓口を設けていること等が要因となっている。(=原因分析)</p> <p>港湾管理者手続の統一化・簡素化を進め、統一申請項目窓口を次世代シングルウィンドウに一元化する必要がある。(=課題の特定)</p> <p>各港共通の手続で入力情報の利活用の効果が高い手続について、申請書式の統一モデル様式を、簡素を原則に国が作成し、各港湾管理者に通知し、その採用を要請する。</p> <p>各港湾管理者が、条例等の改正により統一モデル様式を採択するとともに、港湾管理者システムを改修することなどにより、統一申請項目窓口を次世代シングルウィンドウに一元化をするよう国として補助制度の拡充により推進する。(=施策の具体的内容)</p>		

社会的ニーズ	港湾管理者手続の統一化・簡素化は、申請者である船社等の手続コストの低廉化により、不特定多数の荷主の利益や我が国産業競争力の強化につながる。
行政の関与	行政（港湾管理者）への申請手続に関する施策であり、行政の関与が必要不可欠である。
国の関与	港湾管理者ごとに異なる手続について、統一化・簡素化を進めるには、個々の港湾の枠を超えた国の関与が必要である。
施策等の効率性	国による統一モデル様式の作成、通知、採択要請や港湾管理者による統一モデル様式の採択、港湾管理者システムの改修を一体的に実施し、統一申請項目窓口の一元化を達成することにより、申請者である船社等の手続コストを低廉化し、ひいては不特定多数の荷主の利益につながる。
施策等の有効性	港湾管理者の協力のもと、本施策を活用して、港湾管理者システムの改修を行うことは、統一申請項目窓口の次世代シングルウィンドウへの一元化を図る上で有効である。
その他特記すべき事項	<p>目標の達成には、港湾管理者の協力が必要不可欠である。 各港湾のシステム改修等の状況を定期的に調査・公表予定。 港湾管理者手続の統一化・簡素化については、経済界及び官民合同会議で、必要性が指摘されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「貿易諸制度の抜本改革を求める」（平成 18 年 11 月 日本経済団体連合会提言） ・ アジア・ゲートウェイ構想「貿易手続改革プログラム」（平成 19 年 5 月 アジア・ゲートウェイ戦略会議「物流（貿易関連手続等）に関する検討会」） <p>平成 24 年度政策チェックアップにおいて事後検証を実施。</p>

事前評価票【No.40】

施策等名	臨海部産業エリアの形成促進	担当課 (担当課長名)	港湾局振興課 (課長 梅山 和成)
施策等の概要	<p>臨海部産業と一体的なふ頭利用を図り、民間による効率的なふ頭運営を促進するため、一体的なふ頭運営を行う民間事業者による高能率貨物取扱施設の整備に対し補助制度を拡充する。(法令関係、予算関係、税制関係)</p> <p>【予算要求額：31,300百万円】</p>		
施策等の目的	<p>民間による効率的なふ頭運営を行うとともに、隣接地域との一体的な運用を図ることにより、効率的な産業物流と、産業の活性化・立地促進を実現する。</p>		
政策目標	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
施策目標	2 0 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する		
業績指標	1 1 1 国際海上コンテナ貨物等輸送コスト低減率		
業績指標の目標値(目標年次)	平成 14 年度比 5%減(平成 19 年度)		
施策等の必要性	<p>国際競争力の強化を図るため、臨海部における物流コストの縮減の要請が大きい。十分なコスト縮減が図れていない状況にある。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>臨海部産業に起因する貨物は、多目的ターミナルで取り扱われるが、多目的ターミナルは、多種類の貨物を公共的に取り扱うターミナルであるため、利用者は短期的、部分的にしか利用できず、非効率となっている。また、多目的ターミナルでは、ふ頭の利用者は、港湾管理者が整備する施設を使用して荷さばきを行うが、こうした施設は、多目的の貨物に対応できる汎用的な施設であるため、荷さばき効率が低い。(=原因分析)</p> <p>多目的ターミナルに隣接し、活発な産業活動が営まれる臨海部において、臨海部産業と一体的なふ頭利用を図る地域(臨海部産業エリア)を形成し施策を講じていく必要がある。(=課題の特定)</p> <p>民間事業者による一体的なふ頭運営、民間事業者による荷さばき施設の整備、物流施設を整備する民間事業者に対する支援の拡充等を促進するための施策を講じる。(=施策の具体的内容)</p>		
社会的ニーズ	<p>産業の臨海部への立地・設備投資が増加し、臨海部産業に起因する貨物の取扱が増加している。</p> <p>国際競争力の確保を図るため、臨海部における物流コストの縮減の要請が大きい。</p>		
行政の関与	<p>公共の多目的ターミナルターミナルにおいて施策を講ずるものであり、行政が関与する必要がある。</p>		
国の関与	<p>輸出入貨物の物流コストの縮減を通じて我が国の産業競争力の強化を図るための施策であり、国の関与が必要である。</p>		

<p>施策等の効率性</p>	<p>大規模なハードの整備だけではなく、多目的ターミナルの一体的運営というソフト面でも取組を行うことにより、物流コストの縮減を図る。行政サイドだけでなく、民間事業者の取組（ターミナルの一体的運営、荷さばき施設の整備）も活用し、物流コストの縮減を図る。</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>産業に係る物流の効率化により、物流コストの縮減が図られ、我が国の産業の競争力が強化される。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>平成 19 年 7 月に交通政策審議会港湾分科会で取りまとめられた「我が国産業の国際競争力強化等を図るための今後の港湾政策のあり方について」の中間取りまとめにおいて、産業の活性化・立地促進にむけて、ターミナル機能と一体となった「産業競争力強化ゾーン（仮称）」を設定し、施策を推進することとされている。 今年度の国土交通省重点政策において、「アジア・ゲートウェイ構想の実現に向けた人流・物流システムの構築」の中に位置づけられている。 平成 24 年度政策チェックアップにおいて事後検証を実施。</p>